

平成 19 年 7 月 12 日  
水 道 局

## 水道局用地擁壁損傷事故に対する対応について

平成 18 年 9 月 2 日、西区東ヶ丘 70 番 3 の当局用地にコンクリートミキサー車が侵入し、擁壁を損傷させるという事故が発生しました。

この事故発生後、平成 19 年 2 月 2 日に、コンクリートミキサー車の所有者である株式会社オガワは、当局に対し、車両の修理費等を求める損害賠償請求訴訟を提起し、これまで、2 回の公判が開かれています。

当局としては、当該事故の責任は株式会社オガワの方にあり、当局の責任を否定するにとどまらず、株式会社オガワ等に損害賠償請求するとともに、擁壁の復旧を行うこととし、擁壁の復旧工事の施工方法について検討を行ってきました。

今回、施工方法が決まり、損害賠償請求を行う準備が整いましたので、これまでの経過も含めて、説明させていただきます。

### 1 損傷事故の概要

当局用地は、幅 2～3 メートル、長さ 25 メートル、片側が高さ 3～8 メートルの傾斜地で、擁壁により支えられています。この用地は 2 軒の居住者が通路として使用していますが、そのうちの 1 軒が家屋の建替工事を行い、その工事に伴い総重量 8 トンのコンクリートミキサー車が侵入し、傾斜地に転落したため、当該擁壁を損傷させたものです。

なお、当該家屋の建替工事は、井端建築株式会社が施工し、株式会社オガワがその下請業者として、コンクリートミキサー車による作業を行っていたものです。

### 2 株式会社オガワからの提訴内容

#### (1) 原告オガワの主張

①水道局用地は、現況道路であり、水道局には本件道路を適正に管理すべき義務があるが、②平成 18 年 8 月 4 日に当該道路を掘り返す工事の埋め戻しをした際に、転圧作業を怠ったため、コンクリートミキサー車が通行した際に地盤が陥没し、車輛が転落した。③従って、本件道路の設置又は管理に瑕疵があったことは明らかであるので、国家賠償法第 2 条第 1 項に基づく損害賠償義務がある。

#### (2) 損害賠償請求額

683 万 3,690 円（一部損害額が未確定のため増額の可能性あり）

#### (3) これまでの裁判経過

ア 第 1 回口頭弁論 平成 19 年 3 月 26 日

イ 第 2 回口頭弁論 平成 19 年 5 月 29 日

### 3 本件事故に対する当局の見解とこれまでの対応

#### (1) 事故発生に関する当局の見解

##### ア 当局用地と国家賠償法との関係

当局用地は、通り抜けのできない行き止まりの用地で、僅か2軒の居住者が通路として利用しています。従って、当該用地は、一般の通行に供せられている道路ではなく、国家賠償法第2条第1項の「公の営造物」には該当しません。

##### <国家賠償法第2条第1項>

「道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。」

##### イ 本件事故の原因

当局は、家屋の建替工事を行った通路利用者に対して、事故現場となった当局用地について、通行の承認を行っています。その際、承認の条件の一つとして、4トン以上の重車両を通行させることを禁止しています。

本件事故は、このような承認条件があるにもかかわらず、当局用地にコンクリートミキサー車を侵入させたことが原因であると考えております。

#### (2) これまでの対応

当局は、事故発生後、事故現場の復旧を井端建築株式会社に要請しましたが、拒否されたことから、二次災害防止のため、事故現場の仮復旧工事（簡易な木杭と土糞積み）を施工しました。その後、本復旧工事についても同社は拒否したため、やむを得ず当局が施工することとし、工法の検討を進めてまいりました。

### 4 今後の対応

#### (1) 当局からの損害賠償請求の提起

今回、施工方法が決まり、損害賠償請求の準備が整いましたので、本件事故の原因者に対して、復旧工事等に要する費用について、民法の不法行為責任に基づく損害賠償請求を行うこととします。

#### (2) 損害賠償請求の相手方及び理由

##### ア 株式会社オガワ

従業員が当局用地に重車両を侵入させた。

##### イ 井端建築株式会社

株式会社オガワを下請業者として使用し、当局用地に4トン以上の重車両を進入させることは禁止されている旨、指示すべきなのにそれを怠った。

##### ウ 本件家屋建替工事の建築主及び通路利用者

当該工事の建築主等は、井端建築株式会社に対し、重車両の進入が禁止されていることを指示すべき義務を怠った。

#### (3) 損害賠償請求額

仮復旧工事及び本復旧工事等に要する費用（約1,500万円）並びに年5%の割合の遅延損害金の支払いを請求します。

なお、損害賠償請求額については、工事の状況等により変更の可能性があります。

#### (4) 訴訟提起時期

本委員会に報告後、次回公判期日（8月3日）までに横浜地方裁判所に訴状を提出する予定です。